

2- (1) 河口部周辺地域の防災対策について

《要望先 土木部、危機管理部》

【現 状】

本年5月に公表された『高知県版津波浸水予測第1弾』による津波到達時間の予測では、河口部の港町一丁目地区（TP=4.5m程度）において堤防が機能しなかった場合、津波第1波（地震発生後約20~30分でTP=5~6m程度の津波）が住宅地の一部に到達し、約100分後にはTP=10mを超える津波が到達すると予測されており、安芸川・伊尾木川の河口部の堤防は、機能しても津波第1波を防ぐことができません。

また、本市南海地震対策再検証プロジェクトチームにおいて、アドバイザーを務める高知大学の大年教授は、津波による海岸からの浸水よりも、市街地を流れる江ノ川の遡上による浸水の方が速い可能性があることを指摘しています。

【課 題】

高層建築物が少なく、高齢者も多い河口部周辺の浸水予想区域では、避難困難となる津波の侵入を最小限にとどめ、避難する時間を少しでも多く確保することが必要であり、その対策を高齢者が多く暮らす「ケアハウス安芸」からも求められています。

さらに江ノ川については、津波が河川を遡上することで、市街地への被害が懸念されています。

また、川北・伊尾木地区の小河川等の流末には、手動の開閉式ゲートが設置されていますが、老朽化が著しい上、地震時に操作する時間的余裕が無いため、津波による河川遡上を防ぐことはできません。

【要望事項】

- 1 津波からの避難時間を可能な限り確保するため、安芸川・伊尾木川河口部の堤防を嵩上げするとともに、江ノ川の遡上を防ぐ開閉式のゲートを設置すること
- 2 川北・伊尾木地区の小河川等の河口部に自動開閉式ゲートを設置すること

2- (2) 海岸における防災対策について

《要望先 土木部・危機管理部》

【現 状】

長い海岸線を持つ本市では、台風時の防潮堤越波による被害が多発しています。安芸海岸では、平成17年の台風14号時に海岸沿いの20世帯の住民が避難したほか、越波が民家に打ち込み、家屋崩壊などの被害が出ました。

また、西浜・伊尾木・下山海岸では、砂浜の侵食が急速に進み、台風・豪雨の際に越波が国道55号に流入し、県東部地域に一路線しかない幹線道路が通行止めとなる事態も発生しています。

特に下山海岸の堤防については、伊尾木漁港海岸の堤防と比較したとき1m程度低く、周辺住民は不安を抱えながら生活しています。

【課 題】

海岸沿岸部においては、周辺住民の生命と財産を守るために、現在実施している事業の早期完成を図るとともに、越波の原因調査と抜本的な対策を講じる必要があります。

【要望事項】

- 1 県管理の安芸・伊尾木・下山海岸における越波の原因調査を行い、抜本的な対策を講じること
- 2 西浜海岸侵食対策事業の早期完成を図ること

2- (3) 穴内漁港海岸の整備について

《要望先 土木部、水産振興部》

【現 状】

本市の穴内漁港海岸の保全事業は、平成5年度から事業化しました東海岸の高潮対策が平成20年度をもって完成しました。また、平成14年度から工事着手している西海岸の侵食対策は、平成22年度までに、1工区・2工区が完成し、残り3工区・4工区となりました。しかしながら、約20億円の残事業がある中で、本年度予算が減額され、事業の進捗に遅れが生じています。

昨年7月に発生した台風6号では、防潮堤が欠壊し、災害復旧に約13億円を要する甚大な被害を受け、また、東部県民にとって重要な交通手段である「ごめん・なはり線」まで波浪が打ちあがるなど市民生活に支障をきたしています。

【課 題】

市民の生命や財産、地域経済・社会活動の基盤である「ごめん・なはり線」を災害から守るため、早急に事業を完了させなければなりません。

市が管理する穴内漁港海岸は、高潮対策として、これまでに離岸堤が完成しており、これからは、砂浜が残っている部分の早急な侵食対策を行っていくことが必要です。また、砂浜侵食で地曳網漁が消滅するなど漁港区城としての存続意義がなくなつております。県管理海岸として一体的に整備することが、海岸周辺に住む市民の命と財産を守るために望ましいと考えます。

【要望事項】

- 1 穴内漁港海岸保全施設整備事業の早期完成に向け、十分な予算を確保すること
- 2 (新) 穴内漁港海岸を県管理海岸とすること

2—(4) 主要河川の整備と急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業及び治山事業の採択について

《要望先 土木部、林業振興・環境部、危機管理部》

【現 状】

市街地の中心部を流れる江ノ川の中流域では、これまで台風・豪雨時の氾濫によって、床上・床下浸水や施設園芸地帯の冠水といった被害が度々発生しています。このため、県においては、派川・帶谷川の改修工事を竣工、また、状況に応じた河床の浚渫、さらに現在は、黒鳥谷川において、砂防事業に着手していただいている。

しかしながら、今年6月の豪雨時には、再び浸水被害が発生するなど、地域住民の不安は、依然根強いままです。

このほかにも、今年の6月から7月の豪雨により、エゲ谷地区においては、住家の裏山が崩壊し、倒木により屋根が破損する被害が発生しました。

また、奈比賀地区、別役地区においては、いくつかの小河川下流域に大量の土砂や流木が流れ込むなどの被害も発生し、特に別役地区では、建物や自家用車が流されるなど甚大な被害となりました。

調査の結果、上流部には、大量の不安定土砂が堆積しており、今後の降雨で、再び土石流が発生する恐れがある状況となっています。

【課 題】

江ノ川・帶谷川上流域からの土砂流入が中流域における氾濫の原因の一つであると思われますが、砂防地域には指定されておらず、十分な対策がとられていません。

また、今年の豪雨時に見られるように、いくつかの小河川において、土砂流出や山腹崩壊を防ぐ対策が急務となっています。

【要望事項】

1 江ノ川の氾濫対策として

- ①江ノ川・帶谷川、派川・帶谷川の浚渫（計画河床高の維持）を定期的に実施すること
- ②江ノ川・帶谷川上流域を砂防地域に指定し、土砂流入対策を講じること

2（新）山腹や渓流等の現状調査を実施し、土砂流出や山腹崩壊対策を早期に実施すること

- ①エゲ谷地区周辺：急傾斜地崩壊対策事業
- ②奈比賀地区及び別役地区周辺：砂防事業及び治山事業

2- (5) 県が管理する施設の防災対策推進について

《要望先 土木部、危機管理部》

【現 状】

安芸市の課長級職員により構成する『安芸市南海地震対策再検証プロジェクトチーム』では、津波への対策は避難することが最重要であると考え、避難路・避難場所の整備や避難する時間を確保するための対策に取り組んでいます。

昨年度は安芸市自主防災組織連絡協議会を通じて、各地区における南海地震対策についての要望調査を行い、避難路約 20 路線の整備などを進めしており、新たな浸水区域の想定を受けて、今年度、追加要望調査を行うこととしています。

【課 題】

地域住民より、市道・県道における橋梁の耐震性に関する不安から、落橋防止対策に関する要望が多く寄せられています。

また、県管理海岸においては、陸こうの閉鎖は進んでいるものの、漁業関係者の利便性を考慮し、開いたままの状態である防潮ゲートが多くあり、閉鎖に向けた協議が必要です。

【要望事項】

- 1 (新) 避難路となる県道の落橋防止対策を行うこと
- 2 (新) 防潮ゲートの閉鎖に向けた協議を地元と行い、常時閉鎖を進めること

防災対策

2- (6) 南海トラフを震源とする超巨大地震に対する防災対策の推進について

《要望先 危機管理部》

【現 状】

今年3月31日に内閣府が発表した『南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高』では、四国のほとんどの地域が震度6弱以上、本市においては、震度6強以上、また、津波高は太平洋沿岸地域で30mを超えた地点があるほか、本市では最大14.9mの地点が推計されており、ひとたび発生すると甚大な被害が想定されます。

平成18年8月の「第2次高知県地震対策基礎調査 人的被害想定」によると、本市における地震・津波による人口1,000人あたりの死者数は、42.0人と県内11市の中で最も高いものとなっており、今後、公表される新しい人的被害想定では、沿岸部を中心により大きな被害となることが予想されます。

県東部地域の沿岸部を走る唯一の幹線道路である国道55号は、市内外の多くの方が利用しており、国道利用者の津波対策が必要となっています。

【課 題】

『南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高』は、南海地震・東南海地震・東海地震の3つに加え、日向灘地震などを含めた震源域を想定したものであり、甚大な被害が予想され県や市町村だけでは十分な対策がとれず、このような広域的地震災害が起こった場合、これまでの『地震対策要綱』及び『応急活動要領』では対応できません。

国道利用者の安全を確保するためには、周辺の避難施設等への確実に誘導することや国道沿いに避難施設を整備することが必要です。しかしながら、市街地の国道沿いの土地は、ほとんどが店舗や家屋等に利用されており、適地を探すことは容易ではありません。

【要望事項】

以下のことを国に強く要望・提言すること

- 1 (新) 予知・観測体制の充実強化や地震・津波防災施設等の整備促進などを図るための『南海トラフ超巨大地震対策特別措置法(仮称)』を制定し、対策を強く推進すること
- 2 (新) 超巨大地震・津波に備えるための財政支援を継続・充実させること
- 3 (新) 南海トラフ超巨大地震を想定した地震対策大綱・応急活動要領を早期に策定すること
- 4 (新) 海岸線の国道に国が直接避難塔を建設すること
- 5 (新) 海岸線の国道に避難路への誘導看板の設置を行うこと

3- (1) 四国8の字ネットワークの早期実現及び国道の整備促進について

《要望先 土木部》

【現 状】

県東部地域には広域的な幹線道路が国道55号の一路線しかなく、慢性的な交通渋滞が発生しているうえ、その大部分が海岸沿いを走っていることから、台風や集中豪雨災害時に通行止めが頻発しています。また、代替路が無い区間や歩道整備が十分でない区間があることから、地域住民の経済活動や通勤・通学はもとより、救急医療搬送などにも大きな支障をきたしています。

今年度から阿南安芸自動車道の「安芸道路」が新規事業化され、四国8の字ネットワークの整備は順次進められておりますが、将来必ず発生すると言われている南海地震に備えるためにも、その早期完成が求められています。

【課 題】

東日本大震災を機に、東北地方では被災地の早期復興や支援ルート確保のため、ミッシングリンクであった多くの区間が緊急整備されることとなりましたが、巨大地震・津波による甚大な被害が想定されている高知県の西部・東部地域においては、多くのミッシングリンク区間が残っています。

地域経済の活性化や産業・観光振興を支え、また、南海地震・津波対策となる災害に強い広域的なネットワーク整備を今以上のスピード感を持って進め、災害が発生するまでに、確実に道路整備を行う必要があります。

【要望事項】

- 1 「四国8の字ネットワーク」のミッシングリンク解消のため、次の事項を国に強く要望するとともに、関連する県の予算を今後も確保すること
 - ① 高知東部自動車道の整備促進
 - 南国安芸道路（芸西西IC～安芸西IC）の早期完成
 - ② 阿南安芸自動車道
 - 大山道路（調査区間 5km）の整備区間指定
 - 安芸道路の早期完成
- 2 国道55号川北地区の歩道整備を国に要望するとともに、関連する県の予算を確保すること

3— (2) 県道の整備について

《要望先 土木部》

【現 状】

昨年4月1日現在の本市の県道改良率は34.77パーセントと、県内平均52.60パーセントを大きく下回っています。

山間部の県道では、幅員が狭小な箇所が多いうえ、台風・豪雨時には土砂崩れなどによる通行止めが頻発しており、古井地区をはじめ山間部の地域が度々孤立するなど、住民生活に支障をきたしています。

安芸市大久保から別役地区を経て徳島県那賀郡那賀町へ至る市道安明寺古井線・古井別役線は、災害に弱い国道55号の代替ルートとして期待され、国道195号と接続することで交通アクセスが飛躍的に向上すると考えられます。

また、内原野地区の基幹道路である県道宮ノ上川北線については、童謡の里公園から沢ノ平橋の区間が暫定的に改良される予定で、平成22年より着手していただいておりますが、内原野公園から童謡の里公園までの区間ににおいては改良の予定はなく、一般交通に支障をきたしています。

【課 題】

本市の県道は、市街地から中山間部へ通ずる唯一の連絡道となっている路線がほとんどで、安全で安心して通行できることが特に重要です。

また、ユズなどの中山間農業振興、土佐ジローの生産拡大、間伐や木材搬出などの林業再生等、県産業振興計画や安芸市総合計画(後期基本計画)に取り組んでいくためにも道路整備が急務であり、平成22年度に策定された安芸市道路交通網ビジョンでも地域活力の維持・向上を支える道路交通網として整備が必要とされています。

【要望事項】

- 1 市道安明寺古井線・古井別役線を県道に昇格させ、徳島県那賀町の国道195号に接する県東部の広域幹線道路として整備すること
- 2 県道大久保伊尾木線、奈比賀川北線、畠山栃ノ木線、安芸物部線(栃ノ木橋から上尾川までの区間)の1.5車線化と落石防止対策を推進すること
- 3 県道宮ノ上川北線(内原野公園から沢ノ平橋の区間)を2車線に改良・整備すること
- 4 (新) 安芸道路へのアクセス道路として機能する安芸中央インター線及び県道大久保伊尾木線を早期に完成すること

3- (3) 社会資本整備総合交付金制度の見直しについて

《要望先 土木部》

【現 状】

本市の市道改良率は、昨年4月現在で38.5%となっており、県内平均42.6%と比べて低い水準にあり、幅員の狭い道路や歩道が未設置の道路が多く残っています。特に中山間地域が多い本市では、大雨による通行止めが頻繁に発生し、時には地域が孤立してしまう状況にあります。

また、本年3月31日に内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」から公表された推計によると、本市では最悪の場合、14.9mの巨大津波が平野部を襲い、揺れも震度6強以上の激震が想定されており、住民からも、災害時の避難、緊急輸送となる「道路」を中心とする関連インフラの早急な整備を望む声が高まっています。

こうした中、社会資本整備等の取り組みを支援し、交通の安全確保や住生活の安定の確保、経済基盤の強化、生活環境の保全などを図るため、平成22年度から「社会資本整備総合交付金」制度がスタートしています。

しかし、現行の制度は、従来の事業費に対する事務費が交付金の対象となつておらず自治体の負担が増大しています。

これにより、市民にとって日常生活、地域経済、社会活動を支える最も基本的な社会資本である市道整備への影響が危惧されます。

【課 題】

地域の活性化や地域の安全・安心を確保するため、また、本県経済の浮揚を目指す高知県産業振興計画の推進のために、遅れている市町村道の整備等を早期に進めることができます。

【要望事項】

下記の項目を強く国に要望すること

- 1 「社会資本整備総合交付金」の要綱を見直し、従来の事業費に対して認められていた事務費を交付金の対象とすること
- 2 必要な予算を確保し、道路整備が遅れている地方に重点的に配分すること